

2026 年 6 月 10 日

各 位



「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る 電気・都市ガス料金の負担軽減措置について

当社は、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）に参画しており、令和 8 年 5 月 26 日に閣議決定された「中東情勢を踏まえたエネルギー価格の支援」において、2026 年 7 月使用（2026 年 8 月検針分）から 2026 年 9 月使用（2026 年 10 月検針分）までの電気・ガス料金支援を実施する旨の発表がありましたので、同支援に基づく電気・都市ガス料金の値引きを以下のとおり実施いたします。

本事業は、国が指定する値引き単価によりお客様の使用量に応じた電気・ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を国が支援するものです。

当社は、お客様の電気・都市ガス料金の負担軽減につながるよう、引き続き本事業の実施に最大限協力してまいります。

■「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

- | | |
|------|---|
| 対象者 | 原則、当社と電気または都市ガスをご契約いただいているすべてのお客様が対象となります。
※特別高圧電気をご契約のお客様および都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m ³ 以上の発電事業者向け都市ガス販売のお客様については対象外になります。 |
| 適用期間 | 2026 年 7 月使用(2026 年 8 月検針（請求）分)から 2026 年 9 月使用(2026 年 10 月検針（請求）分)まで |
| 内容 | 電気：各月の燃料費調整※単価から、以下の単価を値引きいたします。
・ 2026 年 8 月検針（請求）分、2026 年 10 月検針（請求）分
高圧：▲1.8 円/kWh、低圧：▲3.5 円/kWh、ガス：▲14.0 円/m ³
・ 2026 年 9 月検針（請求）分
高圧：▲2.3 円/kWh、低圧：▲4.5 円/kWh、ガス：▲18.0 円/m ³
※本値引きは、国の補助制度に基づく一時的な負担軽減措置であり、燃料費調整制度そのものが変更されるものではありません。 |
| その他 | 値引きの適用を受けるためのお客様の手続きは必要ありません。 |

以上

お問合せ・お申込み先

株式会社ミツウロコヴェッセル

住所 東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号

電話 0120-504-495 受付時間 9:00-17:00(日・祝日・年末年始を除く)

ミツウロコヴェッセル受付センター